

# 就学支援金(国)、学費補助金(神奈川県)による 学費の負担軽減について

2020年度から  
学費支援制度が  
さらに拡充されます

国の就学支援金は、本校に在籍していれば、  
**世帯年収に応じて適用されます!**

また、神奈川県学費補助金は、  
神奈川県内在住者を対象に学費が負担軽減される制度です。



給付要件等がございますので、  
詳しくは本校までご遠慮なくお問い合わせください。

**TEL045-642-3900**

今すぐWEBで検索!! (野田鎌田学園横浜高等専修学校)  検索

学校法人 野田鎌田学園 [since 1976]

**野田鎌田学園横浜高等専修学校**

あずさ第一高等学校技能連携校

調理師養成施設指定校



## 【参考】国の就学支援制度と神奈川県のお住まいの方の学費補助金制度

年間学費（正規）	入学金	授業料	施設費	計
	150,000	596,000	100,000	846,000

野田鎌田学園横浜高等専修学校

2020年4月1日

\*上記の他、技能連携校・あずさ第一高等学校へ入学する場合は授業料102,000円/年が別途必要です。  
\*制服代・教材費・積立金（修学旅行費等）などが別途必要です。

### ●神奈川県にお住まいの方の初年度実質ご負担額

所得区分	補助額(年額)			授業料・入学金 補助金合計 (①+②+③)	初年度 実質負担額 年額
	①高等学校等 就学支援金	②学費補助金 [県内在住かつ 在学の方対象]	③学費補助金 [県内在住・在学の方対象](上限額)*		
令和2年度の「市町村民税の課税標準額×6% —市町村民税の調整控除の額」(父母の合計額) *政令指定都市の場合は「調整控除の額」に 3/4を乗じます。 年収はあくまで目安です。	授業料 (円)	授業料 (円)	入学金 (円)	(円)	(円)
生活保護世帯 (令和2年1月1日時点)	396,000	48,000	150,000 ※	594,000	252,000
非課税世帯 (令和2年度の「県民税・市町村民税 の所得割額の合算額」が0円)					
154,500円未満世帯 (年収目安: 約590万円未満)	118,800	325,200	100,000	544,000	302,000
203,100円未満世帯 (年収目安: 約700万円未満)		74,400			
227,100円未満世帯 (年収目安: 約750万円未満)				293,200	552,800
304,200円未満世帯 (年収目安: 約910万円未満)			対象外	118,800	727,200
304,200円以上世帯 (年収目安: 約910万円以上)			対象外		846,000

\*上記の他に授業料以外の納入金負担を軽減するための奨学給付金制度もあります。

【対象世帯: 生活保護世帯または令和2年度の「県民税・市町村民税の所得割額の合算額」が0円(非課税世帯) / 給付額: 52,600円~138,000円】

〈所得基準となる「**県民税・市町村民税 所得割額**」は次の書類で確認することができます。〉

- ・「市町村民税・県民税特別徴収税額通知書」(勤務先から配布)
- ・「市町村民税・県民納税通知書」(市町村から送付)
- ・「(非)課税証明書」(お住まいの市区町村の住民税の窓口で発行)
- ・マイナポータル(政府が運営するオンラインサービス)で確認することができます。

※入学金補助は「**学校への納付額が上限額**」となり、生活保護世帯・非課税世帯の場合、本校は表記の金額となります。

上記補助金の内容は2020年度のものであり、来年度に私立高等学校等に入学されるときには制度が変更となる場合があります。この制度が変更または廃止になる場合には、納入額も変更となります。

#### ◀就学支援金制度の対象者▶

- ・月の始めに高等学校や専修学校高等課程等に在籍している者
- ※次のいずれかに該当する者は、支給が受けられません。
- ・日本に住所を有していない者
- ・保護者等の「市町村民税の課税標準額 ×6%—市町村民税の調整控除の額」(父母の合計額)が304,200円以上の者
- ・高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く)を卒業又は修了した者
- ・高等学校等に在学した期間(定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算)が通算して36月を超えた者
- ・対象となる履修単位の上限(74単位)を既に履修済の者

詳しくは本校までご遠慮なくお問い合わせください。